

平成22年7月26日

各位

会社名 株式会社ニイタカ
本社所在地 大阪市淀川区新高1-8-10
代表者名 代表取締役社長 森田千里雄
(コード番号4465 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 佐古 晴彦
TEL(06)6391-3225

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年8月27日開催予定の当社第48回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)当社は、平成19年8月24日開催の第45回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入しておりますが、その有効期限は、平成22年8月27日に開催予定の第48回定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、かかる買収防衛策の継続につきまして、株主の皆様のご意思確認を行うことが望ましいと考え第48回定時株主総会に付議することいたしました。株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映するために根拠規定として、当該対応策の導入、変更、継続及び廃止を株主総会決議事項とすべく、変更案第21条(買収防衛策)第1項を新設するものであります。

また、当該対応策に基づき必要相当の範囲で新株予約権の無償割当て等対抗措置を発動する場合には、取締役会の決議のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことが可能となるよう根拠規定として変更案第21条(買収防衛策)第2項を新設するものであります。

(2)上記変更に伴い、現行定款第21条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(新設)	(買収防衛策) 第21条 当社は、株主総会において、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。 2 当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てまたは法令および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。
第21条～第48条 (条文省略)	第22条～第49条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成22年8月27日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成22年8月27日(金曜日)

以上